

会 議 録

会 議 の 名 称	白岡市自治基本条例市民推進会議（第18回）
開 催 日	平成25年2月26日（火）
開 催 時 間	午後7時00分 から 午後8時50分 まで
開 催 場 所	白岡市役所 3階 庁議室
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	<p>会 長 齋藤 信治 副会長 神田 芳晃 委 員 内山 欣春</p> <p>委 員 柴山 利幸 委 員 清水 律子 委 員 本田 尚子</p> <p>委 員 宮崎 博 委 員 矢島 静江 委 員 渡部 勲</p> <p style="text-align: right;">計 9 人</p>
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	<p>委 員 大八木健夫 委 員 柳 祐作 委 員 山口 孝雄</p> <p style="text-align: right;">計 3 人</p>
説明員の職・氏名	課長補佐 河野 彰 主 査 千葉 智則
事務局職員の職・氏名	<p>市民協働課</p> <p>市民生活部長兼市民協働課長 都野義夫</p> <p>課長補佐 河野 彰 主 査 千葉 智則</p>
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会 議 次 第	別添のとおり
資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第18回白岡市自治基本条例市民推進会議プログラム ・ 第17回白岡市自治基本条例市民推進会議会議録 【資料番号1】 ・ 第5回作業部会結果 【事前資料】

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河野補佐	1 開会 開会を宣する。
齋藤会長	2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。
齋藤会長	3 議題「白岡市住民投票条例策定に対する提言書（案）の作成について」 （当会議設置要綱第5条第2項により、会長が議長を努める。） * 事前に郵送した資料に基づき、「作業部会の検討結果」及び「提言書のたたき台」について説明を行った。
齋藤会長	たたき台の「前文」について、御意見をお願いしたい。 (意見なし)
齋藤会長	御意見がないようなので、前文についてはこの内容で決定とさせていただく。 続いて、「1住民投票に付することができる重要事項」について御意見をお願いしたい。
A委員	除外事項について、他の市町村ではもっと除外事項が多いが、作業部会の検討の結果このような内容になった。
B委員	「(5) その他住民投票に付することがあきらかに適当でないと市長が認める事項」については、将来的なことを考え、入れておくべきだということになった。その代わり但し書きを入れている。
C委員	その時々状況等の中で、将来的に、現時点では想定できないことが起きているかもしれないので(5)を入れた。最終的には、市長が判断するというこ

齋藤会長	<p>よいのではないか。</p> <p>他に意見等があればお願いしたい。</p> <p>(意見なし)</p>
齋藤会長	<p>他には意見等はないようなので「1住民投票に付することができる重要事項」については、たたき台のとおり決定させていただく。</p> <p>続いて、「2住民投票の資格者及び請求者の要件」について御意見をお願いしたい。</p> <p>(意見なし)</p>
齋藤会長	<p>意見等はないようなので「2住民投票の資格者及び請求者の要件」については、たたき台のとおり決定させていただく。</p>
齋藤会長	<p>順序が逆となるが、次に「4住民投票の成立要件」について御意見をお願いしたい。</p>
D委員	<p>成立要件は「投票結果の賛否いずれかの票数が有権者の4分の1を超えなければならない」とのことであるが、実際には何人くらいとなるのか。</p>
B委員	<p>おおむね1万人である。</p>
E委員	<p>作業部会でも議論したが、「投票結果の賛否いずれかの票数が有権者の4分の1を超える」というのはかなり厳しい数字である。</p>
A委員	<p>他に、このような規定の条例は無いので、ユニークな規定である。ただ、内容を説明するのが少し難しい。</p>

C委員	<p>「投票率50%を想定し、その過半数である。」ということで説明できる。分かりやすいのではないか。</p>
齋藤会長	<p>「4住民投票の成立要件」について、他に御意見等があればお願いしたい。</p> <p>(意見なし)</p>
齋藤会長	<p>意見等はないようなので「4住民投票の成立要件」については、たたき台のとおり決定させていただく。</p> <p>続いて、「3住民投票の請求要件」について御意見をお願いしたい。</p> <p>6分の1という数字は作業部会での結論であるが、議論の余地はあると思うので皆さんの御意見をお願いしたい。</p>
C委員	<p>議会と市長よりも市民の請求要件は厳しいものとなる。署名運動は組織的に行わないと難しいので、当初の議論では10分の1という意見を出した。6分の1という数字でも厳しいという印象は今でも持っている。</p>
A委員	<p>署名は一定期間の間に集めなければならないと思うが、市民が署名を集められる期間はどのくらいになるのか。</p>
事務局（千葉）	<p>仮に、住民投票の署名手続を地方自治法の直接請求の署名手続に倣って定めることとした場合、署名集めの期間は1箇月以内となる。</p>
A委員	<p>署名は一定の期間に集めればよいので、1日しかない投票よりも多くの数を集めることができるのではないか。</p>
B委員	<p>住民投票を実施したけど成立しないということにならないように、請求要件もある程度のハードルが必要であると思う。そのような考えから、8分の1よりも厳しい6分の1にした。</p>

E委員	住民投票の署名を集めるのはいつからか。
事務局（千葉）	住民投票の請求をしようとする者がその実施を請求する申請書を市長に提出すると、市長は、申請者に請求資格があるのかを選挙管理委員会に確認する。そして、その確認ができると、市長は申請者に請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示することになる。署名は、その告示があった日から集めることができる。
E委員	その申請の時には住民投票の実施を請求するだけで、どんな内容で住民投票を実施したいのかは出さなくてもよいのか。
事務局（千葉）	その申請書には、住民投票を請求する要旨を記載することになるので、どのような内容で投票を行いたいのかということまで含めて申請することになる。
E委員	市長はその要旨を見て「住民投票に付すことができない事項」に該当するかどうか判断するのか。
事務局（河野）	その段階で判断することになる。
E委員	そこで、市長が住民投票に付すことが適当でないと判断した場合には、請求代表者証明書は交付されず、条例に基づく署名集めはできないということなのか。
事務局（河野）	そうである。
E委員	その場合、住民投票の実施請求が却下された理由をしっかりと公表されるようにしてもらいたい。
F委員	そのことを提言書に明文化しておくべきだと思う。

A委員	<p>条例の施行に合わせて施行規則や逐条解説が作成されると思うので、条文に対する考え方や申請手続などについても規定されると思う。</p>
E委員	<p>参画条例の検討の時には、提言書と骨子のすりあわせが無いままに骨子が公表されそうになった。条例や施行規則等が公表される前の骨子の段階で提言書とのすりあわせを行なう予定があるのか。</p> <p>この会議での議論や住民投票条例に対する考え方がどのように骨子に反映されたのかどうかは、骨子が公表される前に確認したい。</p>
事務局（千葉）	<p>提言書の提出後、庁内会議や議会との調整を行いながら、骨子の作成を行う予定である。そして、4月の中旬に予定している市民推進会議において提言書と骨子のすりあわせを実施していきたいと考えている。ただ、提言書の全ての内容を骨子に反映できるわけではないことを御了解いただきたい。</p>
D委員	<p>署名集めの期間は1箇月よりも延ばすことができるのか。</p>
事務局（千葉）	<p>事務局としては、地方自治法の直接請求の規定に倣って定めたいと考えている。</p>
C委員	<p>6分の1の署名を集めるのは大変なことである。</p>
A委員	<p>他市町の事例では、請求署名数より実際の投票数の方が少ないということがあった。請求要件をあまり低くしてしまうと成立しないことが多くなってしまっているのではないかと懸念されている。住民投票を実施するからには成立させなければ意味が無いと思う。そのためにはある程度の成立要件があった方がよいと思う。</p>
事務局（千葉）	<p>議会に住民投票条例について説明した際には、請求要件を厳しくするべきであるとの意見が出た。これは、住民投票の請求により投票を実施したものの不成立となることが多くなることに懸念されたものである。また、住民投票条例の根拠となる自治基本条例の規定では住民投票は市民生活に重大な影響がある</p>

	<p>事項が住民投票に付されるべきであるという考え方により定められている。このようなことを勘案していただきながら請求要件の検討を行っていただきたい。</p> <p>また、提言書は、皆さんの御意見をまとめて作成するものなので、どのような内容になっても問題はないが、その内容が最終的に条例に反映できないこともあるということを御了承いただきたい。</p>
B委員	<p>様々な御意見が出されたが、住民投票は重要事項について実施されるべきだということを前提に考えると、市民の関心も高いと思われるので、請求要件の6分の1は可能な数字ではないかと思う。</p>
D委員	<p>住民投票においても、通常選挙の時のように周知のためのポスターを貼ったりするののか。</p>
事務局（千葉）	<p>署名活動について市が広報活動を行うことはないが、投票促進のための広報活動は広報やホームページなどで行うと思う。それ以外の方法については、今後、検討する必要があると思うが、現時点で具体的な方法をお答えすることはできない。</p>
D委員	<p>どのように周知を図っていくのか、具体的な方法を示してもらえないと請求要件等をどのくらいにしたらよいのか決められない。</p>
事務局（千葉）	<p>現時点でお答えできないこともあるのでやむを得ない。</p>
A委員	<p>市長が、住民投票の実施請求を却下した場合における理由の公表を明文化すべきであるとの意見があったが、明文化すると、制度として市長の恣意的な判断を認めてしまうことになる。よって、そのような規定は入れないほうがよいと考えている。実際の運用では、逐条解説などで判断基準が明確になると思う。</p>

F委員	(白岡市内の一部行政区における署名集めの事例が紹介された。)
B委員	<p>一部の行政区でも多くの署名を集めることに成功しているのだから、有権者の6分の1の署名を集めるというのは、そんなに難しい数字ではないと思う。</p> <p>もう一度、事務局に確認するが、請求者が住民投票実施請求書を提出した段階で、その要旨が住民投票に付すことができない事項に該当しないか判断するのか。</p>
事務局（千葉）	そうである。
B委員	その段階で判断されるとすれば、そこで却下した理由の公表を提言書に明記した方がよいのではないか。
A委員	入れないほうがよいと考える。ただ、市が請求者に対して却下した旨と理由を通知するのは当たり前ではないか。
事務局（千葉）	個人として出された請求の結果を広く公表する必要があるかは、検討しなければならないが、少なくとも請求者にはその結果及び理由を通知することになる。
C委員	申請の段階で請求を却下した場合には、申請者への通知と合わせて公表すべきだと思う。
E委員	提言書の中では「公表する」という記載で良いと思うが、条例案の中で請求手続に関する情報公開をどのように規定するのかというところは、もうちょっとつめないとならない。
事務局（千葉）	条例案の段階になると、この会議の所掌範囲を離れるので、その段階で御意見をいただいても修正は難しいことを御了承いただきたい。

A 委員	<p>住民投票の請求があった場合に、どんな内容でどのように取り扱われたのかを公表する旨の規定を条例等に規定するのは問題ないのではないか。</p>
齋藤会長	<p>皆さんから色々な御意見がでたが、「3 住民投票の請求要件」については、どのようにしたらよいか。</p>
C 委員	<p>提言書の内容としては、たたき台のとおりとしてよいのではないかと。</p> <p>(他の委員も同意する。)</p>
齋藤会長	<p>それでは、「3 住民投票の請求要件」については、たたき台のとおり決定させていただく。</p> <p>続いて、「5 投票結果の尊重」について御意見をお願いしたい。</p> <p>(意見なし)</p>
齋藤会長	<p>意見等はないようなので「5 投票結果の尊重」については、たたき台のとおり決定させていただく。</p> <p>続いて、「6 同一事案の再請求の制限」について御意見をお願いしたい。</p> <p>(意見なし)</p>
齋藤会長	<p>意見等はないようなので「5 投票結果の尊重」については、たたき台のとおり決定させていただく。</p> <p>以上で、全ての項目についての確認作業は終了したが、全体を通して意見があればお伺いしたい。</p>
A 委員	<p>たたき台は文章的に提言書としてふさわしくない部分があるので、文章の精査を行った方がよいと思う。</p>

事務局（千葉）	<p>皆さんの総意で決定した内容を、事務局で修正することはできないので、会長、副会長が修正作業を行い、修正版を事務局から各委員に送付して確認していただくということにしてはどうか。</p> <p>（全委員が同意）</p>
齋藤会長	<p>それでは、事務局提案のとおり修正案を作成し、次回会議前に皆さんに御確認いただくこととする。</p>
齋藤会長	<p>4 その他</p> <p>事務連絡について、事務局に説明を求める。</p>
事務局（千葉）	<p>次回会議の日程及び前回会議の会議録について説明、依頼を行い、次回会議は3月12日（火）午後6時30分開始とし、会議終了後に市長に提言書を提出することになった。</p> <p>5 閉会</p> <p>閉会を宣する。</p>